平成２７年（フ）第２８号
福岡県久留米市国分町1060番地３　セジュール国分Ⅱ205号、前住所福岡県久留米市御井旗崎２丁目24番40―35号
債務者　中尾　和彦
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２７年（フ）第３９号
福岡県久留米市野中町446番地７
債務者　竹廣　幸代
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２７年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目２番１号
債務者　山崎　義人
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２６年（フ）第７８号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2028番地９、前住所鹿児島県出水市上鯖渕396番地７
債務者　木下　　守
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２７年（フ）第４号
沖縄県宮古島市平良字西原1177番地２
債務者　福里　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
那覇地方裁判所平良支部
平成２７年（フ）第３０号
相模原市中央区弥栄１丁目８番９号　ドエルＡ102号
債務者　高木　勝利
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（フ）第３２号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番７―107号　グリーンヒルズひばりが丘
債務者　清野　直子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２６年（フ）第４０１号
石川県白山市倉光６丁目59番地、従前の住所福井市新保３丁目2305番地
債務者　古家　　学
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
金沢地方裁判所
平成２７年（フ）第２２号
長野県飯田市龍江2415番地２
債務者　佐藤　徹哉
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
長野地方裁判所飯田支部
平成２６年（フ）第２６４号
三重県四日市市北浜町12番15号
債務者　木下香代子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２７年（フ）第２２号
三重県四日市市小古曽町４丁目６―48　Ａ号棟、住民票上の住所津市鳥居町158番地１ダイアナポリス鳥居Ⅲ―102号
債務者　青木　慎一
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２７年（フ）第３７号
三重県四日市市城東町18番17号　メゾンセイフウ303、前住所和歌山市鳴神588番地１　ソレーユ鳴神402号
債務者　古澤　広美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２７年（フ）第３８号
三重県四日市市大字茂福248番地１　ミルキーハウス201
債務者　高橋　蓉子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２７年（フ）第３３号
滋賀県東近江市山路町323番地１　東陽ハイツ201号室
債務者　桂　伸一郎
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２７年（フ）第５６号
京都市下京区西洞院通七条上る福本町418番地
債務者　粟辻　靖子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２７年（フ）第１３４号
京都市南区吉祥院石原南町34番地　石原住宅Ｆ―502
債務者　篠**原**　隆之
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２７年（フ）第１３９号
京都府木津川市相楽台７丁目１番地１　高の原駅東団地５―104号
債務者　土谷　寿彦
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係